

高額療養費自己負担限度額の見直し【70歳未満】

資料3-1

定率引き上げ (R7年8月～8年7月)			細分化		R8年8月～9年7月	R9年8月～
区分	要件	月単位の限度額 下段()内は現行の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	年収：約1,160万円～ (旧ただし書所得： 901万円～)	290,400円+1% <多数回該当140,100円> ↑ (現行：252,600円+1% <多数回該当140,100円>)	1	年収：約1,650万円～ (旧ただし書所得：1,366万円～)	367,200円+1%	444,300円+1%
			2	年収：約1,410万～1,650万円 (旧ただし書所得：1,120万～1,366万円)	325,200円+1%	360,300円+1%
			3	年収：約1,160万～1,410万円 (旧ただし書所得：901万～1,120万円)	290,400円+1%	290,400円+1%
イ	年収：約770万～1,160万円 (旧ただし書所得： 600万～901万円)	188,400円+1% <多数回該当93,000円> ↑ (現行：167,400円+1% <多数回該当93,000円>)	4	年収：約1,040万～1,160万円 (旧ただし書所得：819万～901万円)	220,200円+1%	252,300円+1%
			5	年収：約950万～1,040万円 (旧ただし書所得：689万～819万円)	204,300円+1%	220,500円+1%
			6	年収：約770万～950万円 (旧ただし書所得：600万～689万円)	188,400円+1%	188,400円+1%
ウ	年収：約370万～770万円 (旧ただし書所得： 210万～600万円)	88,200円+1% <多数回該当44,400円> ↑ (現行：80,100円+1% <多数回該当44,400円>)	7	年収：約650万～770万円 (旧ただし書所得：420万～600万円)	113,400円+1%	138,600円+1%
			8	年収：約510万～650万円 (旧ただし書所得：323万～420万円)	100,800円+1%	113,400円+1%
			9	年収：約370万～510万円 (旧ただし書所得：210万～323万円)	88,200円+1%	88,200円+1%
エ	年収：～約370万円 (旧ただし書所得： ～210万円)	60,600円 <多数回該当44,400円> ↑ (現行：57,600円 <多数回該当44,400円>)	10	年収：約260万～370万円 (旧ただし書所得：137万～210万円)	69,900円	79,200円
			11	年収：約200万～260万円 (旧ただし書所得：96万～137万円)	65,100円	69,900円
			12	年収：～約200万円 (旧ただし書所得：96万円未満)	60,600円	60,600円
オ	住民税非課税	36,300円 <多数回該当24,600円> ↑ (現行：35,400円 <多数回該当24,600円>)	13	住民税非課税	36,300円	36,300円

※年収は目安の額。

※「+1%」とは、一定額を超える医療費(10割)に対して1%の自己負担を求めるもの。

※多数回該当の限度額については、現行の限度額に据え置き。

※旧ただし書所得とは昭和36～38年度に市町村民税所得割額の課税方式として採用された算定方法による所得。保険料(税)においては現在も採用されている。